

V. 木造住宅耐震診断プログラム評価 変更・追加・更新要領

財団法人日本建築防災協会
木造住宅耐震診断プログラム評価委員会
平成17年5月6日制定

1. 変更・追加

- (1) 変更・追加は制度要綱第5条から第13条までの規定を準用して審査を行う。
- (2) 制度要綱第14条の規定における軽微な変更内容とは、単なる企業名・プログラム名変更等とし、プログラムの内容や企業体制等の変更を伴わないものとする。なお、委員会の判断により難しいときは、依頼者と協会との協議によることとする。
- (3) 依頼者が希望する場合、更新に関する審査も併せて行なう。
- (4) 提出資料
 - ① 評価依頼書（別紙様式1）
 - ② 変更または追加の箇所がわかる資料（変更または追加の一覧等）
 - ③ その他必要な資料

2. 更新

- (1) 更新は制度要綱第15条に定められた要領により審査を行う。
- (2) 委員会で評価した内容に基づき、下記の事項を審査する。
 - ① 使用・販売実績状況
 - ② プログラムの改訂を要するような問題点発生の有無
 - ③ その他必要な事項
- (3) 提出資料
 - ① 評価更新依頼書（別紙様式6）
 - ② その他必要な資料